

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）」に改める。

第三条第一号を削り、同条第二号ア中「学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。」を「平成二十年文部科学省告示第二十六号」に、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同号イ中「認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（法第二条第四項の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に、「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同号イ(1)中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、同号イ(2)中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第三号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、同条第四号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第三号とする。

第四条第一号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同条第二号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「

当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」に、「実施」を「利用」に改める。

第五条各号列記以外の部分及び第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同号ア及びイ中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

第七条第一項中「に満たない」を「未満の」に改め、「満三歳以上の子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上」、「のうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）」及び「のうち長時間利用児」を削り、「二人以上の」の下に「教育及び」を加え、同条第二項中「短時間利用児及び長時間利用児」を「幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）」に改める。

第八条第一項中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第二項中「子どもの」の下に「教育及び」を加え、同条第四項中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第九条第一項中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第二項の表以外の部分中「に満たない」を「未満の」に改め、「幼保連携型認定こども園、」を削り、「第八項」を「第九項」に改め、同項の表を次のように改める。

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

第九条第四項中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未満の」に改め、同条第五項中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同項第二号の表以外の部分中「に満たない」を「未満の」に改め、同号の表を次のように改める。

--	--

学級数	面積 (平方メートル)
二学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)
三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)

第九条第六項中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同条第八項中「に満たない」を「未満の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第三項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第十条第一項中「内容は」の下に「、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十六年^{内閣府}文部科学省告示第一号）を踏まえるとともに」を加え、「

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。」を「平成二十一年厚生労働省告示第四百十一号」に改め、同条第二項中「就学前のすべて」を「小学校就学前までの全て」に改める。

第十三条第二号中「保育に欠ける子ども（児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児をいう。以下同じ。）」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同条第三号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改め、「対する」の下に「教育及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、この条例

による改正後の奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例第七条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。